

大阪府福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの改正【高齢福祉分野（推奨評価基準）】 ＜改正のポイント＞

1. 比較対照表（推奨評価基準＝府の独自評価基準）

※現行と改正案にかかる評価項目（大項目・中項目）を記載（詳細は2頁以降）

改正案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）
【必須】Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 45 利用者に関する記録の管理体制が確立している【着眼点・留意点】	【推奨】Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス Ⅲ-1-(6) ① 利用者や家族からの求めに応じ、サービスに関する記録の開示を行っている
削除 →H27年度の介護保険法及び介護保険施行規則の改正を受けて、「大阪府指定介護老人福祉施設等入所選考指針」等により対応	【推奨】Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス Ⅲ-1-(7) ① 施設サービスを受ける必要性の高い利用者が優先的に入所できるよう適切に取り組まれている
【必須】Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 42 アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している【評価項目・判断基準・着眼点・留意点】	【推奨】Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 Ⅲ-2-(2) ③ 自立を支援するという基本方針のもとに、利用者個々のサービス計画が作成され、サービス実施にあたっては利用者の同意が徹底されている
【内容】A-1 生活支援の基本と権利擁護 A⑤ 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている【着眼点・留意点】	【推奨】Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 Ⅲ-2-(4) ① 身体拘束をなくしていくための取組が徹底されている
【内容】A-1 生活支援の基本と権利擁護 A② 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している【着眼点】	【推奨】Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 Ⅲ-2-(4) ② 利用者の金銭を預かり管理する場合は、利用者や家族に定期的に報告するなど適正な管理体制が整備されている
【内容】A-1 生活支援の基本と権利擁護 A④ 利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している【留意点】	【推奨】Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 Ⅲ-2-(4) ③ 寝たきり予防については、利用者の意欲と結びつけながら離床対策が計画的に実施されている

2. 主な改正点（推奨評価基準＝府独自評価項目）

※現行と改正案にかかる評価細目を記載。現行ガイドラインに該当する一部の項目のみ記載。

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p data-bbox="197 347 837 427">45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p> <p data-bbox="210 475 837 603">【判断基準】 b、cは略 a) 利用者に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。</p> <p data-bbox="197 687 837 858">評価の着眼点 □個人情報保護規程等により、<u>利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</u></p> <p data-bbox="197 903 837 1453">評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 ○本評価基準は、個人情報保護規程等の利用者の記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。 (2) 趣旨・解説 ○利用者に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。 ○一方、情報開示については、<u>利用者や家族等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要</u></p>	<p data-bbox="873 347 1514 427">Ⅲ-1-(6)-① 利用者や家族からの求めに応じ、サービスに関する記録の開示を行っている。</p> <p data-bbox="887 475 1514 646">【判断基準】 サービス提供に関する利用者や家族からの疑問に対し、求めに応じて<u>サービス記録等開示する等、適切な説明</u>を行っている。</p> <p data-bbox="873 687 1514 815">評価の着眼点 □利用者や家族からの求めに応じて、<u>サービス提供に関する記録等の開示を行っています。</u></p> <p data-bbox="873 903 1514 1158">評価基準の考え方と評価のポイント ○サービスの提供を通じて、利用者や家族の些細な疑問にも、サービス提供に関する方針や実施状況等を示しながら適切に対応する等、相互の意思疎通をよくし、信頼関係を築くための取組を実施しているかどうかを評価します。</p>	<p data-bbox="1550 347 2078 427">→Ⅲ-1-(6)は、改正案の必須評価基準45に対応しているため、削除</p>

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p>です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、利用者への配慮等が求められます。</p>		
<p>削除</p>	<p>Ⅲ-1-(7)-① 施設サービスを受ける必要性の高い利用者が優先的に入所できるよう適切に取組まれている。</p> <p>【判断基準】 入所の必要性の高い希望者が優先的に入所できるよう選考委員会の設置、協議の記録、名簿の調製など適切に取組まれている。</p>	<p>⇒国指針「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（H26.12.12）」により、「入所判定対象者の選定について」示され、都道府県及び市町村において運用されているため、削除。</p>
<p>42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。</p> <p>【判断基準】 b、cは略 a) <u>利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。</u></p> <p>評価の着眼点</p>	<p>Ⅲ-2-(2)-③ 自立を支援するという基本方針の下に、利用者個々のサービス計画が作成され、サービス実施にあたっては利用者の同意が徹底されている。</p> <p>【判断基準】 サービス計画は、利用者の人権の尊重と自立の支援という基本方針の下に、<u>全ての利用者に個別に作成されており、作成にあたっては、ケース検討会や専門家の意見を反映し、利用者に関する全ての職員が共通に認識できるよう配慮されている。</u> <u>実施にあたり、利用者への説明同意が徹底されている。</u></p> <p>評価の着眼点</p>	<p>⇒Ⅲ-2-(2)-③は、必須評価基準 42 に対応しているため、削除</p>

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p><u>□福祉サービス実施計画策定の責任者を設置している。</u></p> <p><u>□アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</u></p> <p><u>□部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</u></p> <p><u>□福祉サービス実施計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。</u></p> <p><u>□福祉サービス実施計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</u></p> <p><u>□福祉サービス実施計画どおりに福祉サービスが行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。</u></p> <p><u>□支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な福祉サービスの提供が行われている。</u></p>	<p><u>□入所時及び入所後の適切な時期にケース検討会等の検討結果を踏まえ、全職員の共通認識が形成されるよう配慮したうえで作成されています。</u></p> <p><u>□利用者の意思及び人格を尊重し、自立を支援するという基本方針の下に作成されています。</u></p> <p><u>□施設サービス計画において、利用者の有する課題やその課題に対する短期的な目標と中・長期的な目標の双方が設定され、明らかにされています。</u></p> <p><u>□全ての利用者について、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び生活態度等について定期的な調査結果に基づいて作成されています。</u></p> <p><u>□医師、理学療法士等の専門的なアドバイスに基づいて作成されています。</u></p> <p><u>□特に認知症高齢者の行動・心理症状（BPSD）についてのサービス提供方針が医師の専門的な助言、指導を得て作成されています。</u></p> <p><u>□施設サービスの提供に当たっては、各サービスの責任者が定められています。</u></p> <p><u>□施設サービスの提供に当たっては、利用者への説明同意を徹底しています。</u></p> <p><u>□施設サービス計画の実施の状況や問題点をはじめとする利用者の状況を計画担当介護支援専門員</u></p>	

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p data-bbox="197 751 640 791"><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p data-bbox="210 799 344 831">（１）目的</p> <p data-bbox="197 842 844 1002">○本評価基準は、<u>福祉サービス実施計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別な福祉サービス実施計画が策定されているか</u>評価します。</p> <p data-bbox="210 1058 434 1090">（２）趣旨・解説</p> <p data-bbox="197 1101 844 1390">○利用者の特性や状態、必要な支援等の内容に応じた福祉サービスの提供において、<u>利用者ニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「福祉サービス実施計画」、つまり個別な福祉サービス実施計画（利用者一人ひとりについてニーズと具体的なサービス内容等が記載された個別計画）が必要</u>です。</p>	<p data-bbox="875 201 1520 272"><u>が把握し、利用者の目標の達成状況について評価</u>しています。</p> <p data-bbox="875 328 1520 448">□施設サービス計画は、施設サービスの提供を行う全ての職員が理解できるよう工夫されています。</p> <p data-bbox="875 504 1520 703">□介護老人保健施設では施設サービス計画は居宅生活への復帰を目指したものとなっています。指定介護老人福祉施設や指定介護療養型医療施設においても、居宅復帰を考慮したものとなっています。</p> <p data-bbox="875 751 1346 791"><u>評価基準の考え方と評価のポイント</u></p> <p data-bbox="875 799 1520 1002">○サービス計画は、<u>利用者の尊厳と自立の支援を基に、一人ひとりのニーズに応じて個別に作成されている</u>必要があります。そのような観点で、個別のサービス計画が適切に作成されているかについて評価します。</p> <p data-bbox="875 1058 1520 1217">○適切な計画内容になるように、計画作成にあたってはできるだけ多くの職員、及び医師や理学療法士等の専門的意見も反映されているか、などについても考慮します。</p> <p data-bbox="875 1273 1520 1433">○また、計画作成にあたっては、利用者の直接の参加、不参加に関わらず、十分な説明と同意が行われているかどうかについて着目する必要があります。</p>	

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p data-bbox="197 284 831 368">A⑤ A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p data-bbox="197 416 831 539">【判断基準】 b、cは略 a) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p data-bbox="197 799 831 922"><u>評価の着眼点</u> <input type="checkbox"/> 利用者の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p data-bbox="197 975 831 1050"><input type="checkbox"/> 利用者の権利擁護のための具体的な取組を利用者や家族に周知している。</p> <p data-bbox="197 1102 831 1177"><input type="checkbox"/> 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。</p> <p data-bbox="197 1230 831 1353"><input type="checkbox"/> 原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法等を明確に定め、職員に徹底している。</p> <p data-bbox="197 1406 831 1437"><input type="checkbox"/> 所管行政への虐待の届出・報告についての手順</p>	<p data-bbox="875 284 1518 368">Ⅲ-2-(4)-① 身体拘束をなくしていくための取組が徹底されている。</p> <p data-bbox="875 416 1518 751">【判断基準】 身体拘束を行わないことを原則としていることが運営規定、重要事項説明書、契約書等に明記されるとともに、拘束をなくするための具体的な取組が行われている。 また、緊急止む無く拘束を行わざるを得ない時には、検討の記録を残すとともに、本人や家族に説明を行っている。</p> <p data-bbox="875 799 1518 879"><u>評価の着眼点</u> <input type="checkbox"/> 身体拘束ゼロ宣言を行っています。</p> <p data-bbox="875 975 1518 1134"><input type="checkbox"/> 原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないことを運営規定、重要事項説明書、契約書に盛り込み、利用者又はその家族等に分かりやすく説明しています。</p> <p data-bbox="875 1230 1518 1353"><input type="checkbox"/> 原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないことを職員に徹底しています。</p> <p data-bbox="875 1406 1518 1437"><input type="checkbox"/> 身体拘束等をせざるを得ないケースについて</p>	<p data-bbox="1554 284 2092 363">➡Ⅲ-2-(4)-①は、内容評価基準 A⑤ に対応しているため、削除</p>

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p>等を明確にしている。</p> <p>□権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。</p> <p>□権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化されている。</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>（１）目的</p> <p>○本評価基準では、<u>利用者の権利擁護のため、虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応等の徹底について評価</u>します。</p> <p>（２）趣旨・解説</p> <p>○利用者の権利擁護においては、高齢者の尊厳保持、自立や社会参加を実現する支援・取組とともに、虐待等の権利侵害の防止や権利侵害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であり、これ</p>	<p>は、「切迫性、非代替性、一時性」の3つの要件を満たした上で、これを記録に残しています。</p> <p>□身体拘束等をせざるを得ないケースについては、ケース検討会などにおいて他に対処方法がなかったか検討しています。</p> <p>□身体拘束等をせざるを得ないケースについては、利用者本人及びその家族に説明しています。</p> <p>□身体拘束などをなくしていくために、車いす等福祉器具や設備及び居住空間についても工夫や配慮がされています。</p> <p>□身体拘束などをなくしていくための研修や検討会を開催しています。</p> <p>□外部の研修や勉強会にも参加しています。</p> <p>評価基準の考え方と評価のポイント</p> <p>○<u>身体拘束を廃止していくための具体的な取組について評価</u>を行います。</p> <p>○身体拘束の廃止を組織としてめざしていることを標榜し、重要事項説明書や契約書等を通じて利用者にも伝えることが重要です。</p> <p>○実際に身体的・精神的暴力を始め、言葉の暴力や無視、放任といったことが行われないように、その防止策や不適切な対応を排除する仕組みが作</p>	

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p>らの取組が職員全員に徹底されている必要があります。</p> <p>○また、利用者の権利擁護の取組を周知した上で、<u>規程やマニュアルに基づく福祉サービスの提供が確実に</u>行われなければなりません。</p> <p>○マニュアルや掲示物等での周知だけではなく、<u>職員が権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等を通じて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底をすすめることが重要</u>です。</p> <p>○<u>身体拘束は、原則、虐待に該当する行為であり、禁止されています。この前提のもと、介護保険法にもとづく指定基準（関係法令）等において、例外的に生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に一時的に身体拘束を行う際の手順、解除等が厳格に定められており、早期の解除に努めなければなりません。</u>利用者の生命または身体を保護するための取組については、<u>身体拘束を行わず、福祉施設・事業所の専門性をもとに、さまざまな方法や対応（代替手段）を検討し取組むことが重要</u>です。</p> <p>○なお、<u>緊急やむを得ず身体拘束を一時的に行う場合には、本人や家族に説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければなら</u>ないとされています。こ</p>	<p>られているかどうか。</p> <p>○緊急やむを得ず、一時的に身体拘束等行わなければならない時には、組織として十分な検討がなされ、記録されているとともに、利用者本人や家族等に説明がなされているかどうか。</p> <p>○対応の仕方について組織として整備されており、研修や事例検討会の場等通じて職員間に徹底されることが求められます。</p>	

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p>れらについては関係法令に示された事項や要件等を十分に確認して取組をすすめることが必要です。</p> <p>○利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず一時的に身体拘束を実施している場合には、その手順と本人や家族の同意書や身体拘束の解除などの記録等を確認します。また、身体拘束の早期解除と身体拘束を行わないための支援や身体拘束に代わる方法が、常に検討・実施されているかを確認します。</p> <p>○利用者の権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、「1 I-1-(1)-①」の取組状況もあわせて総合的に評価します。</p>		
<p>A② A-1-(1)-① 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している。</p> <p>【判断基準】 b、cは略 <u>a) 利用者の心身の状況に合わせて自立した生活</u> <u>が営めるよう支援している。</u></p>	<p>Ⅲ-2-(4)-② 利用者の金銭を預かり管理する場合は、利用者や家族に定期的に報告するなど適切な管理体制が整備されている。</p> <p>【判断基準】 <u>金銭管理を行う際には、定期的な点検など安全に</u> <u>管理されるための規定が設けられているととも</u> <u>に、利用者や家族にも定期的な報告がなされてい</u> <u>る。また、必要に応じて成年後見制度等の利用を</u> <u>支援している。</u></p>	<p>➡Ⅲ-2-(4)-②は、内容評価基準 A② に対応しているため、削除</p> <p>また、具体的な運用については、国指針「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（最終改正 H28.3.31）」により通知・運用あり。</p>

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p data-bbox="197 199 380 231">評価の着眼点</p> <p data-bbox="197 244 842 359">□ <u>利用者の心身の状況と暮らしの意向等を把握・理解し、利用者一人ひとりに応じた生活となるよう支援している。</u></p> <p data-bbox="197 413 842 528">□ <u>鍵を預かる場合や買い物代行などで金品を預かる場合のルールが決まっており、適正に取り扱っている。</u></p> <p data-bbox="197 582 842 697">□ <u>必要に応じて、介護支援専門員を通して、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用につなげている。</u></p> <p data-bbox="197 1268 640 1300">評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p data-bbox="210 1313 344 1345">（1）目的</p> <p data-bbox="197 1358 842 1473">○本評価基準では、利用者の心身の状況に合わせて、安心・安定して自立した生活が営めるようどのように支援しているのかを評価します。</p>	<p data-bbox="875 199 1059 231">評価の着眼点</p> <p data-bbox="875 244 1520 317">□ <u>自己管理が可能な利用者のために、管理に必要な保管場所等の確保等の配慮がなされています。</u></p> <p data-bbox="875 371 1520 445">□ <u>金銭管理の援助が必要な利用者に対し、希望に応じて管理できる体制があります。</u></p> <p data-bbox="875 499 1520 614">□ <u>利用者預り金の管理の責任者及びその補助者を定め、通帳と印鑑は別の職員が管理するようにしています。</u></p> <p data-bbox="875 668 1520 742">□ <u>預り金の収支状況は、管理者により定期的に（毎月）点検されています。</u></p> <p data-bbox="875 796 1520 911">□ <u>預り金の払出しにあたっては、引き渡す職員以外の職員の立会いのもとに金銭授受が行われ、利用者の受領の確認がなされています。</u></p> <p data-bbox="875 965 1520 1086">□ <u>預り金の収支状況を定期的に（少なくとも3カ月に一度）利用者（必要に応じて家族等）に連絡しています。</u></p> <p data-bbox="875 1141 1520 1214">□ <u>必要な場合には成年後見制度等の利用についても検討されています。</u></p> <p data-bbox="875 1268 1346 1300">評価基準の考え方と評価のポイント</p> <p data-bbox="875 1313 1520 1473">○自己管理が困難なため、利用者の希望に応じて、施設において利用者の金銭を管理する場合には、安全かつ透明性を確保した金銭管理が行われているかについて評価します。</p>	

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p>（２）趣旨・解説</p> <p>○利用者の支援において、<u>鍵の預かりや買い物代行における金品の預かりに関するルールを明確に定め、適正に取り扱うことが必要です。</u></p> <p>○判断能力の状況により、利用者本人が金銭管理をすることが難しくなってきた場合には、速やかに家族に連絡をとり、必要な場合には、介護支援専門員に状況等を連絡・報告し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用につなげます。</p>	<p>○定期的な点検体制や、利用者及び家族への定期的（少なくとも３ヵ月に一度）な報告がなされていることが重要です。</p> <p>○管理すべき財産が高額である場合等、必要に応じて成年後見制度等の利用を支援することも必要です。</p>	
<p>A① A-1-(1)-① 利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している。</p> <p>【判断基準】 b、cは略</p> <p>a) <u>利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している。</u></p> <p>評価の着眼点</p> <p>□<u>日々の支援において利用者の自立に配慮して援助を行うとともに、自立や活動参加への動機づけを行っている。</u></p>	<p>Ⅲ-2-(4)-③ 寝たきり予防については、利用者の意欲と結びつけながら離床対策が計画的に実施されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>利用者の状態に応じて、食堂での食事やトイレへの排泄誘導等、利用者の意欲と結びつけるような工夫も行いながら<u>寝たきり防止のための取組</u>がなされている。</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□<u>寝たきりを防止するための離床対策が計画的に実施されています。（食堂での食事、トイレへの排泄誘導、車椅子の活用など）</u></p> <p>□<u>必要に応じ理学療法士等の指導の下に、心身の諸機能の改善・維持のための機能訓練等が行われ</u></p>	<p>➡Ⅲ-2-(4)-③は、内容評価基準 A① に対応しているため、削除</p>

改定案（＝国ガイドライン）	現行（推奨評価基準＝府の独自評価基準）	備考
<p data-bbox="197 368 640 403"><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p data-bbox="212 413 369 445">（１） 目的</p> <p data-bbox="197 456 844 576">○本評価基準では、<u>利用者一人ひとりに応じた過ごし方ができるよう、どのような支援を行っているのかを評価</u>します。</p> <p data-bbox="212 628 456 660">（２） 趣旨・解説</p> <p data-bbox="197 671 844 874">○利用者がその人らしく生き生きと生活できるよう、<u>利用者の意向や生活習慣を尊重するとともに、心身の状況に合わせ自立した生活となるよう支援し、一人ひとりに応じた過ごし方ができるようにすることが重要</u>です。</p> <p data-bbox="197 927 844 1091">○サービス提供にあたっては、<u>利用者の生活のリズム、活性化、寝たきり防止の観点等から、サービス全体を貫く支援の考え方、方法等について確立をはかり</u>ます。</p> <p data-bbox="197 1144 844 1385">○生活のリズムを整え、快適に過ごせるよう、着替え・整容等を適時に行うこと、<u>利用者の体力や身体状況にあった離床時間となるように支援することなどが必要</u>です。また、食事、排せつ、入浴については、できる限り、食堂、トイレ、風呂に移動して行えるよう支援することが必要です。</p>	<p data-bbox="875 202 1010 234">ています。</p> <p data-bbox="875 245 1520 317">□機能訓練や離床対策が、利用者自身の意欲と結びつくような工夫を行っています。</p> <p data-bbox="875 368 1346 403"><u>評価基準の考え方と評価のポイント</u></p> <p data-bbox="875 413 1520 533">○寝たきり予防に向けて、個々の心身の状態に応じた機能維持や離床対策が計画的に実施されているかについて評価します。</p> <p data-bbox="875 585 1520 705">○利用者の意欲と結びつけながら、食堂での食事やトイレの排泄誘導、車椅子をはじめ自助具の活用等、具体的な取組について確認します。</p>	